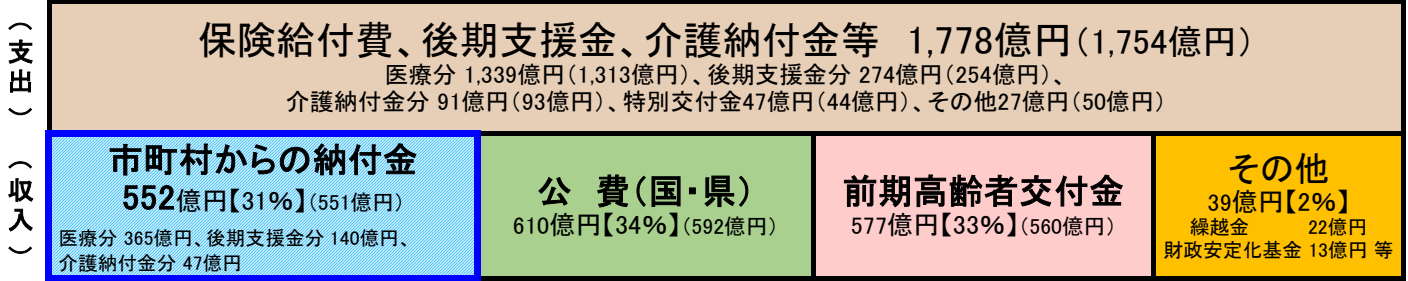


## <県>

① 保険給付費の実績や国の係数により、県全体の保険給付費、後期支援金、介護納付金等を推計  
 国の係数により、公費及び前期高齢者交付金を算定するとともに繰越金、財政安定化基金等を活用し、市町村から徴収する納付金総額を算定

※ 金額は令和5年度、( )内は令和4年度



② 県と市町村で協議してきた方法により、納付金総額を各市町村に割り振る

**【令和5年度の算定方法】**  
 (1) 所得水準βで応能分・応益分の割合を調整し、各市町村の県全体に占める割合に応じて割り振る。  
 ① 所得割 (所得水準に応じて負担)  
 ② 均等割 (被保険者の数に応じて負担)  
 ③ 平等割 (世帯の数に応じて負担)  
 (2) 各市町村の医療費水準に応じて増額又は減額調整(医療費反映係数α0.2)する。  
 医療費が高い市町村の負担は多く、医療費が低い市町村の負担は少なくなるよう調整

③ 更に、国保制度改革により負担が上昇してしまう市町村に、激変緩和措置を実施  
 約3億2千万円(約3億3千万円) (※国保制度改革に伴う激変緩和措置は、R5年度で終了)

## <市町村>

④ 各市町村では、県への納付金と保健事業等の費用を、公費のほか、被保険者から徴収する保険税で賄う (※ただし、基金、繰越金、法定外の繰入金等を活用している市町村あり)

※ 金額は35市町村の合計

